

Title	リキニウス法前後：羅馬社会闘争史研究
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.5 (1934. 5) ,p.585(1)- 609(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19340501-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340501-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340501-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 三田評論

月五號

口繪

竣工せる日吉豫科・福澤先生銅像  
醫學部產科婦人科の新設備

日吉建設資金募集趣旨書並寄附申込者氏名及金額……(卷頭)

日吉豫科の始業……………小林澄兄  
問題批評……………井原  
鎌田大人を惜みて……………加藤木重  
アメリカで日本語を教へる……………清岡映一  
日吉臺第一期校舍竣工す

「世界經濟戰と我國產業の動向」……………春日井

「ミュンヘン通信」……………武村忠雄

國館よりの消息

□食堂決議 □福澤先生著譯書展覽會

入學試驗問題

日吉建設資金拂込者氏名

鎌田先生傳記及全集刊行會報告

幼稚舍改築資金寄附者氏名

□英語懸賞論文豫告 「偽學生の行商に就て」

□編輯餘瀝

塾報・雜報・各地三田會より圖書館記事・動靜・維持會報告

定年領金 參 謄 四 梯 四 鐵 銀替貯金 東京一八七〇四

三田學會雜誌 第二十八卷 第五號

リキニウス法前後

——羅馬社會鬭爭史研究——

高橋誠一郎

フリードリッヒ・エンゲルス(Friedrich Engels)は其の著 *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats. Im Anschluss an Lewis H. Morgan's Forschungen, 1884.* に於いて、じみじくも羅馬共和國の全史を僅々敷行裡に要約せり。官職に就くの認容と國有地配分の參加に對する貴族(ペトリキウス)及び平民(プレブス)間の鬭爭、ペトリキウス的貴族が大地主及び金持の新階級に融合せること、兵役によつて疲弊せる小保有者の土地の總べてが此の新階級によつて漸次沒收せられたること、奴隸による是れ等廣大なる新地域の耕作、其の結果として生じたる伊太利亞の人口減退によつて、實だに專制君主たる皇帝に對してのみならず、又、其の後繼者たる獨逸の

リキニウス法前後

(五八五)

發行所 田三・芝・京東 慶應義塾

蠻夷に對しても門戸を開放せること、是れなり。(Ibid., 6. Aufl., 1894, S. 131)。吾人は大正十二年より同十四年に亘り、本誌上に於いて、「羅馬に於ける社會鬭争と社會思想」、「グラックス兄弟」、「革命期に於ける羅馬の社會鬭争」、「古羅馬社會鬪争史上に於けるキケロ」、「羅馬共和政治の滅亡」及び「ユリウス及びアウグスツス・ケーナル」と題する諸篇に於いて、聊か羅馬の國初より共和政羅馬の滅亡、帝政羅馬の成立に至る迄の社會鬪争史を記述せんことを努めたり。吾人は今爰に微力を顧みず、主として曩きに參讀することを得ざりし諸著に依據して、再び同一の題材を考察し、當時論じて詳かならざりし諸點を究めて、本誌の餘白を汚さんとする。本號の所述は所謂「貴族」(patricii)及び「平民」(plebs)の對立より始めて、リキニウス法に現れたる平民の重要な政治的及び經濟的進出と貴族平民兩階級の間に於ける貧富兩要素の分歧に及ばんとするものなり。

羅馬の政權は初め貴族(patricii)と稱せられたる一部の人民に屬せり。貴族はラムネス(Ramnes)、チチス(Tities)及びルケレベ(Luceres)の三種族(tribus)に分たれ、各種族は更らに十部族(curia)に分たる。三種族は其れ其れ傳説に從つて、ラチウム人、サビヌス人及びエトルリア人の別個の植民地を表示するものなり。三十部族の貴族は部族議會(comitia curiata)を組織す。平民は貴族の集團に屬せざる「大衆」を意味す。彼れ等は恐らく混成的の要素より形成せられたるものなる可く、(一)クイリナリス、ヴィミナリス及びカピトーリウムの諸丘に於いて、其の場に捕虜と爲れるか、若しくは強制的にアヴェンチナム丘の如き羅馬の土地に移植せられたる被征服民、(二)貴族の被護民

(clientes)として、其の氏族の自然的消滅、若しくは氏族制度の漸次的崩壊に伴へる、後述す可き被護民制度の廢弛に由りて解放せられたるもの、並びに(三)其の職業を遂行し、若しくは其の他の或る一身上の利益の爲めに、羅馬、特にアヴェンチナム丘及びヴラブラムの如き低き地區に移住せる居留外人、商工業者及び労働者より成れるものなる可し。羅馬の商業上の地位は、伊太利亞の他の部分、殊にラチウムより移民を吸收せるのみならず、羅馬の政治的發達によりて工業は刺激を受け、政府は武器製造の爲めに熟練ある職人を必要とし、斯くて又、優秀なる木匠及び鐵匠を同市に招致し、之れを三個の組合(collegia)に編成し、之れに種々なる特權を賦與せり。羅馬史の太初に遡るを得可き是れ等兩階級の存在は、明かに其の土地の侵略と先住民の服従とを物語るものと看做されたり。(Wilhelm Ihne, Römische Geschichte, I, 1868, xiii.)。而も、解放せられたる被護民を除き、平民は被征服民並びに定住外人等主要部分より成れるものと觀むべ可らず。解放被護民の數は初め尠少なりしも、後に至つて増大せり。(Léon Homo, Roman Political Institutions from City to State, 1929, p. 13.)。

貴族即ち patricii は其の語源に於いては、同一の祖先より男系を通じて傳はり、同一氏名を有する氏族(gens)の首長、即ち patres の血縁を表示するものにして、羅馬の最古代に於いては、固有の羅馬民、即ち populus Romanus et Quirites 若しくは populus Romanus Quiritum を構成する實際の市民を意味し、政權は専ら彼れ等に屬せり。平民は被護民の如く、貴族に對して何等特殊の關係を有することなく、單に總體として貴族、即ち國家に從属する政權なき獨立の自由民なり。彼れ等は法律に服従するの義務を有せるも、而も固と法律の保護より期待す可き何物

をも有することとなかりき。王政時代に於いて、第四王アンクス・マルキウス(Ancus Marcius)は、彼の諸計畫の遂行を妨げつゝありし元老院及び貴族團體に對抗するが爲めに、彼等平民の援助を得んことを企圖せるも、而も彼等は時代精神に逆ひて、彼等に政權を賦與せんとする事となかりき。彼等は羅馬市民と婚約するの權利(jus connubi)を缺くと共に、他方に於ては又、兵役及び納稅の義務を有することとなかりき。彼等は、初期王政時代に在りては、單に財産の權利(jus commercii)を享有せる限りに於てのみ、市民と稱せられ得るものなりき。所謂 commercium は單なる交易の權利たるに止らずして、そは完全なる羅馬市民權により(ex jure Quiritium)、土地に於けると、又、財貨に於けるとを問はず、財產に對する資格を取得し、而して市民間に適用せらるゝ法律たる市民法(jus civile)に違反することなき方法に據りて、法廷に於いて其の資格を擁護するの權利を包含す。財產上の諸權利が取得せられ、而して總べての侵害者に對して擁護せらるゝ手續形態は初期法制の最も重要な部分を形成し、而して原始的社會によつて外來者の横領に對して銳意警戒せられたる所のものなり。然れども、平民が往時に在つて這般の權利を享有することとなかりしと思惟す可き何等の資料も存せざるが如し。

羅馬は初め、政治的諸權利の發達に關しては、共同の祖先より出で、同一の死者を尊崇する者の總べてを包含する大家族、即ち氏族の聚結に過ぎざるものなり。家族團體(familia)は羅馬に於ける社會組織の基礎たるものなり。家長(pater familias)のみ惟り法律上の權利を有す。別個の實在としての個人は全然消滅して、國家と法律とは唯だ家族共同體のみを認めたり。其處には農民又は手工と云ふが如き別個の生産階級の存在なく、貧富大小の土地領有

者存するのみなりき。家族の富は主として家畜(pecus)より成り、是れに由りて貨幣は pecunia と稱せらるゝに至るなり。然れども羅馬の原始的宗教に於いては、農業を保護する神々と、之れを荒廢せしむる惡靈とは、家畜の繁殖死滅を司る之れに相當する諸神諸靈と等しく重要な地位を有するによりて、吾人は農業が早く羅馬に於ける經濟生活の支柱たりしを知る可し。

家長至上權の確立に與つて力ありしものは被護民の制度なり。有力なる經濟的集團は多數の從屬者群を自己に吸引するの常なり。是れ等の從屬者群は暴力に對する保護と土地の占有及び地上に於ける家畜の使用の許可に對して、慣習若しくは合意によつて定まれる勤務を提供す。被護民は法律上全然保護者の權内に存して、彼等は彼等の勞作しつゝある土地を所有することなきのみならず、其の使用しつゝある家具及び道具をすら所有することなく、彼等の蓄財、即ち peculium すら彼等より奪はるゝを得しなり。而して氏族共同體の土地共有が終滅せる時に於ても、彼等の隸屬は減少することなく、彼等の權利は不安定にして、彼等は地代を支拂ひつゝある保有者とし得存せり。Paul-Louis, *Ancient Rome at Work. An Economic History of Rome from the Origins to the Empire*, 1927, p. 29. 「[II]田學會雜誌」第十七卷第九號所載拙稿「羅馬に於ける社會鬭爭と社會思想」(九—)[I]〇頁參照)。

平民を以て専ら此の被護民より進化せるものと做すの見解存す。(Cf., Leo Bloch, *Soziale Kämpfe im alten Rom*, 2. Aufl., 1908, S. 19.) 然れども、リヴィウス(Titus Livius)は、紀元前四百六十八年、平民が憤激の餘り、

執政官の選舉に參加することを拒み、而してキンクチウス(T. Quinctius)及びセルヴィリウス(Q. Servilius)が族長(patres)及び其の被護民の投票によりて選出せられたる記載。 (Livius, II. lxiv.) 這般の記述は殆んど信を措くに足らざるものなる可く、而して護民官の選舉に關する同様の所言は更に疑問の餘地大なるものなるが、而も猶ほ吾人は是れよりして、族長及び平民間の鬭争が少くともリヴィウス時代の羅馬人によりて、從屬より釋放せられんとする壓抑せられたる被護民階級の努力に發するものとは思惟せらるゝことなかりし事實を推定するを得可し。是れに由りて、平民を以つて純然たる貴族的國家に於ける非市民的被護民の存在に其の起源を有するものと做すの見解を排斥するの史家存するなり。 (H. Stuart Jones, *The Cambridge Ancient History*, Vol. VII, *The Hellenistic Monarchies and the Rise of Rome*, 1928, pp. 420-421.)

要するに、「トノブス」なる語は雜多なる人民の集團に對して與へられたる漠然たる名稱なりしなる可し。

## II

曾つて平民を部族中に錄されたる貴族の家屋中に被護民として配分し、彼等を市中に同居せしめんと試みたる  
ことありしが如きも。(Ploutarchos, Romulus, xix.) 而も同一職業の人民が概して共同の出所を有し、同一の地區に  
居住するの故を以つて、彼等は職業及び居住の場所によつて配置せらるゝこと爲れり。其の後に至り、羅馬の  
傳說的第二王ヌマ(Numa Pompilius)或ひは曰く第三王ツルス・ホスチリウス(Tullus Hostilius)は樂師、金匠、  
建築師、染物師、革匠、運送人、銅匠及び陶器師の八職業團體を區別し、而して他の總べての職業を結合して一團

體たらしめたりと傳へる。(Ploutarch., Numa, xvii.) 恐らく是れ等の職業團體は彼れによつて設置せられたる  
に非ずして、其の構成を許可せられ、若しくは單に公式の承認を與へられたるに過ぎざりしなる可し。

最後の數者を除き國王、即ちエトルリア王朝の專制君主は有力なる貴族の權力を殺ぎ、自己の權勢を維持するが  
爲めに、平民を保護するの政策を遂行し、啻だに平民に好意を表したるのみならず、彼等をして征服地域の割當  
assignationes viriliumに參加せしめたり。 (ibid., xvi.; Dionysius Halicarnassus, 4, 7, 4, 3; Livius, I. xxxiii;  
II. vi.) 斯くて有利なる戰爭に參加せる平民は被征服地の一部を授與せらるゝと爲れるが故に、羅馬國が征服  
によつて擴張せらるゝ毎に、自由なる非貴族的 土地所有者の數は増加せざるを得ず。而して全體に比して極めて少  
數と爲るに至れる貴族は又、專制君主と對抗するに當り、平民を其の味方たらしむるが爲めに、從來彼等が獨占  
し來りたる政權に對して平民の侵入を許容せんとするに至れり。斯くて平民は十分なる資格を有する市民團體中に  
包括せらるゝと共に、是れ等新市民にして羅馬國の境界内に土地を所有するときは、執政官の召集に應じて、數軍  
團(legiones)に分たれたる市民軍の列に加はるの義務あるものと爲れり。此の召集其れ自體が固と classis と稱せら  
れたるが、此の語の意味は次第に轉化して、「區分」と同義と爲り、更に變じて「階級」と同様の意味を有するに至  
れり。 (M. Rostovtzeff, *A History of the Ancient World*, Vol. II, Rome, trans. by J. D. Duff, 1927, p. 31.)  
紀元前五百七十八年より同五百三十四年に亘りて統治せる羅馬の第六王セルヴィウス・シリウス(Servius Tullius)  
の改革によつて、血統を基礎とする政權は財産を基礎とするに至れり。今や貴族のみならず平民をも抱擁するに至

れる全市民は、軍事的目的の爲めに不動産の一般調査(census)に基きて級別せられたり。第一階級は完全なる金属製具足及び武器の一揃——即ち防備の爲めには青銅製冑、大圓楯、胸甲、脛當、又、攻撃の爲めには長槍及び刀劍を購入し得るに足るの富を有する市民を包含す、而して是れ等のものゝ中、最も富裕なるものは1頭の馬を引きて召集に應じ、重騎士團を形成す。而して此の騎士團(equites)は貴族より成る六個の舊「百人組」(centuria)に加ぶるに平民より成る十二個の新百人組を以つてし、騎士團は最早從來の如く貴族的性質を有せざるに至れり。第二階級は胸甲を着くることなく、革を以つて覆はれたる輕長橢圓の楯を持ち、第三階級は脛當を着くることなく、第四階級はリヴィウスに従へば、何等の防禦的武具を有することなく(而もディオニシウスは彼れ等に楯と密陣に於ける地位とを與ふ)、最後の階級は單に投石器と石とを備ふるに過ぎず。

是れ等戰鬪員の外に、武器師、喇叭手及び號角手並びに其の他の武器を帶びざる部屬の百人組あり、而して何等課税じ得可き資産をも有することなく、單に子女(proles)の親として國家に貢献するに過ぎざる「賤民」(proletarii)によりて一個の百人組は形成せらる。斯くの如く proletarius なる語を以つて、子女を供給するに由りてのみ國家に奉仕し得る者の義なりと斷言する者はモムゼン(Theodor Mommsen)なるが、(Römisches Staatsrecht, III, 237f., 840 Ann. 2.) 這般の見解に對しまックス・ウェーバー(Max Weber)は「之れを以て土地所有者及び完全なる市民、即ち assidui の相續權を剝奪せられたる子孫を意味するものと做す。(S. Hellmann und Dr. M. Palyi, Wirtschaftsgeschichte von Max Weber. Abriss der Universalen Sozial- und Wirtschafts-Geschichte, 1923, S.

281.) 即ち何等の土地をも有することなき工匠及び其の他の者は階級より排除せられ、proletarii と稱せられて、assidui 即ち絶えず一定の場所に居住して動くことなき有福なる納稅市民より區別せらるゝなり。(前掲拙稿三五一六頁参照)。

### III

セルヴィウス・ツリウスの名によつて知らるゝ改革と共に、平民は防禦す可き國家を與へられ、羅馬市の存在に參加すること、爲れり。然れども騎士隊と最も完全に武装せられたる兵士とを供給せる富の貴族團體は依然として政權を占有せり。能く富を蓄積し得たる平民は氏族の首長と平等に此の富力政治に參加し得たるも、而も多數は悲惨なる經濟狀態に置かれたり。彼れ等の有する土地は狹小にして、其の收益は遞減しつゝあり。夙に排水用の隧道及び堰等の如き農業上の施設の行はれたる事實は、土地が次第に増大しつゝある人口を支持するが爲めに其の生産力を枯渇せしめり、ありしことを示すものなり。土壤が過度の耕作に疲れて、所要の總べてに應ずること能はざるに至れるの事實は又、永く人類の記憶に殘れる紀元前四百九十五年及び四百四十年の其れを首めとして、第五世紀の初め及び半ばに於ける戰慄す可き飢饉と、糧食を貯蓄し、人民の爲めに穀物を取得せんとする政府の施設に關するリヴィウスの記述に徵して之れを知るを得可。」(Livius, II. ix; xxxiv; 52; III. xxii; IV. xii; xxv; iii; Tenney Frank, An Economic History of Rome, 2nd. ed., 1927, p. 42.) 近く土地の配分を受けたる小農民は其の納稅の義務に應じ、兵役に服するが爲めに、漸次貴族の債務者と爲り、次第に苛酷なる債權法の犠牲たらざるを

得ざるに至れり。

最後の諸王は庶民の甚しき窮乏によりて、公事業として市の石壁、低地の排水溝、セピテル神殿建造等を行ふの已むなきに至らしめられたり。(Ibid., I. xxxviii; Iv; Ivi; Ivi, lix; Dion. Hal., *Antiquitates Romanae*, IV. xliv. et lxxxi.) 而も斯くの如き公の大工事は又、不斷の戦役と相俟つて、羅馬市民に對する抑壓の増加と爲らざるを得ず。リヴィウスは羅馬の王政を廢して共和政を導ける傳説的英雄ブルツス(Lucius Junius Brutus)をして、平民が彼れ等の排水せざるを得ざる溝濠中に投ぜられたる慘状と勞苦を説かしめ、而して其の周圍の總ぐての人民を征服せる羅馬人は、兵士より轉じて労働者及び石切工と化せりと論せしめつゝあるなり。(Liv., I. lxx.) 彼れ等の窮状は、羅馬の史家によりてセルヴィウス契約法の廢止に歸せられたる金融上の困難によつて加重せられたり。(Dion. Hal., op. cit., IV. xiii et xliii.) 而して飢餓の禍害は過重なる諸税によりて激甚ならしめられたり。(Liv., II. ix.) 平民をして少くとも一時、彼れ等が王政に對して負べる所のものを忘却せしめ、貴族政治的反動の危険を顧慮することなく、其の自然的保護者たる國王に抗して貴族と結合するに至らしめ、遂に革命を招致して、紀元前五百〇九年の國王放逐を導けるものは賃請仕事たる土木建築事業の極端に馳せたるに由る所多きが如し。而して革命の後、年々改選せらるゝ執政官職(consules)は設定せられて、從來國王によりて把持せられたる至高の權威は貴族によりて交代的に掌握せらるゝと共に、契約法は其の復活を見ることゝ爲れり。(Edmund Henry Oliver, *Roman Economic Conditions to the Close of the Republic*, 1906, p. 28.)

## 目

王權の崩壊、貴族國家の設立と共に、貴族團體は直ちに其の勝利の結果を收めんとせり。貴族は其の政權に援護せられて、公地(ager publicus)の大部分を收用せり。平民に對する土地の割當は止めり。長官職は貴族の手中に握られて、平民は國家の官職に擧げられ、若しくは其の榮典に浴するの資格を全然有することなかりき。法律は貴族によつて、又貴族の爲めに制定せられ、平民は法律の保護を受くることなく、又其の知識をすら與へるゝことなかりき。彼れ等は又、事實上、百人組の集會に於いて何等の勢力をも有することなかりき。革命は單に彼れ等をして自己の有する力を感知するを得せしめ、彼れ等に政治的教訓を與ふるの範圍内に於いてのみ直接に彼れ等の利益と爲れるに過おそれしなり。(W. A. Hunter, *A Systematic and Historical Exposition of Roman Law in the Order of a Code*, trans. by J. Ashton Cross, 2nd. ed., 1885, p. 9.)

紀元前四百九十四年、平民は市外の聖山(Mons Sacer)に引き上げ、自己の集會を開設し、自己の官吏を選出せんとする所謂 secessioを行へり。斯くの如き威嚇は效を奏して、彼れ等はあらゆる場合に於いて彼れ等の利益を擁護するを以つて其の特殊の義務とする「平民の護民官」(tribuni plebis)を彼れ等の階級より選出するの權利を取得するに至れり。(前掲拙稿五一頁以下参照)。護民官は恐らく初めは平民軍の指揮官なりしなる可し。平民軍は前述せる貴族の血縁的種族と混同す可らざる地域的區分に従つて徵募せられたるものなるも、而も這般の區分は等しく「種族」(tribus)と稱せられたり。斯くて其の代表者は tribuni と呼ばれたるなり。(Rostovtzeff, op. cit., p. 30.)

護民官職の設置は實に平民階級の多難なる勝利の第一歩なり。紀元前四百八十五年には平民は兵役を拒絶するの舉に出で、(Dion. Hal., op. cit., VIII. 81. 3.) 而して紀元前四百七十九年迄に彼等の要求はファビウス・ヴィブ・ラヌス(K. Fabius Vibulanus)を首めとして一定の大貴族等によりて支持せらるゝに至れり。紀元前四百六十二年護民官テレンチリウス・ハルサ(C. Terentius Harsa)は執政官の最高權(imperium)を限定し規制する法律を起草するが爲めに平民の委員五名を設置するの法案を提出せるも、而も元老院(senatus)の要求に基きて行動せる其の僚官によりて更らに其の以上に歩を進むことを諫止せられたり。其の翌年、護民官ヴェルギニウス(A. Verginius)等の運動によつて、委員を十名とし、之れに公私法の全範圍に亘りて立法を行ふの權力を賦與するの提案行はれたり。而して傳説に従へば、紀元前四百五十六年、護民官イキリウス(L. Icilius)の名と關聯せる lex Icilia de Aventino publicando、によりてアベンティヌム丘(Aventum)を國有地に變じ、之れを平民に配分せり。(Dion. Hal., op. cit., X. 32. 4.) 而して紀元前四百五十四年には執政官アテルニウス(A. Aternius)及びタルペイウス(Sp. Tarpeius)自ら Lex Aeternia Tarpeia によりて、彼等が徵するを得可き罰金の最高額(multa suprema)を限定するの法案を百人組議會に提出せり。紀元前四百五十一年、新法典を起草する無制限の權力を有する十大官(decentviri Legibus scribendis)の任命を見、最初の十大官によりて公表せられたる十表法に四百四十九年を以つて發布せられたる執政官ヴァレリウス(L. Valerius Potitus)及びホラチウス(M. Horatius Barbatus)の追加的二表法を加へて有名なる十

<sup>1</sup> 表法(Duodecim Tabulae)は其の成立を見るに至れり。(前掲拙稿六〇—六三頁参照)。而して同じく紀元前四百四十九年、Leges Valeriae et Horatiae によりて、平民は彼等の決議(plebiscita)をして全人民に對して拘束力を有するものたらしむるを得たり。(「田學會雜誌」第十七卷第十號「羅馬に於ける社會鬭爭と社會思想」(1) 10—1 頁以下參照)。紀元前四百四十五年、護民官カヌレイウス(C. Canuleius)よりて提案せられたる Lex Canuleia は貴族と平民との結婚即ち conubium を合法化せり。(前掲拙稿一〇四頁以下参照)。而して紀元前第四世紀に入りて平民は更らに著大なる進出を行ひ、三百年六十七年、Leges Liciniae の一は、執政官の一人が平民たる可きことを規定するに至れり。(同一〇八頁以下参照)。

## 五

リキニウス法は又、何人と雖も公地(ager publicus)の五百シケラ以上を占有し、若しくは其の上に牛一百頭又は羊五百頭を放牧するを得ざること、並びに債務に對する利子は元本より控除せられ、而して其の差額は三ヶ年内に支拂はる可きことを規定せる點に於いて特に注意せらる可きものなり。

吾人は固より總べての貴族は富裕にして大なる地所を有し、總べての平民は貧困にして小農圃を持てるに過ぎずと想像す可きに非ず。然れども、大土地所有者の大部分は貴族にして、小地主の階級は主として平民なりしことも亦、争ふ可らざる事實なり。元老院議員、貴族及び大地主の三階級は固より同一のものとして取扱はるゝを得ざるも、而も古代の著者は往々にして是れ等三者を混同し、實際上同一の人物を表示しつゝあるなり。(Dion. Hal.,

op. cit., VII. lxiv; IX. xxvii; Oliver, op. cit., pp. 31-2.)。

【四】(五九八)

彼れ等貴族によりて紀元前五百〇九年に行はれたる革命は彼れ等をして其の農地掠奪の業を遂行せしむ可き完全なる免許を與へたり。被征服民より略取せる公地の三分の一若しくは三分の一は羅馬市の利益の爲めに保留せらるゝの習ひにして、耕作地は最貧困者に對して割當てらるゝか、若しくは其の與へ得る收穫に從つて十分の一若しくは五分の一の租稅(vectigal)の支拂に由りて、取消され得ることを條件として之れを占有せる最初の人(agri occupatorii)と貸出され、又牧場は分割せらるゝことなく、全市民は scriptura と稱せられたる謝禮の支拂に對して此處に其の家畜を移すの權利を有せり。貴族は夙に土地の占有權を取得し、此の點に於いて半地主的地位に立つを以つて有利と觀るに至れり。既述せるセルヴィウス・ツリウスは實に斯くの如き傾向に反抗せるものなり。彼れは正當なる権原なくして占領せられたる公地の諸部分を取戻し、各平民の家長に七ジュゲラを分配せり。加之、保有地の分配が適當に記録せられ得るが爲めに勅命調査は行れたり。

然るに、革命後に至り、元老院を統御せる貴族は公地を占有し、彼れ等が其の農產物に對して支拂ふ可き十分一稅並びに其の油及び酒に對して支拂ふ可き五分一稅及び牧畜に對するスクリプツラの納付を廢止するに至れり。彼れ等は間断なく相次いで行はれたる戰役に乗じて其の本來の所領地と其の借地とを分つ境界を撤去せり。革命後二十年、小農民の不平が愈々益々大と爲れる時、富裕なる貴族スプリウス・カシウス(Spruius Cassius)は將來を慮りて、先づヘルニアキイ(Hernici)より略取せる公地の調査を主張し、後には其の一半を窮民に分配し、他の一半を確定せ

る地代の支拂に對して貸出す可きことを痛論せり。而も暗殺若しくは合法的に行はれたる死刑は彼れの運命なりき。斯くの如きカシウスの死は此の時代の惱みを一層大ならしめ、貧民の政治的的要求は同時に又農地分配の要求と爲つて現れたり。紀元前四百八十五年より同四百六十七年の間に十個の農地法案は提出せられたり。前述の如く四百五十六年、護民官イキリウスは貧困なる家族の間にアベンティヌム丘の土地分配を遂行することを得たるも、而もアベンティヌムの地は餘りに狹小にして、其の分割は充分なる效果を擧ぐることを得ざりき。同四百十七年護民官スプリウス・メキリウス(Spruius Maecilius)及びスプリウス・メチリウス(Spruius Maetilius)は更らに其れ以上の提案を行へるも、顧慮せらるゝことなかりき。而も紀元前三百九十三年、拉丁聯盟の舊慣習は復活せしめられ、新たにヴィイ(Vei)より獲得せる領域の一定部分は全市民に分配せられ、各々七ジュゲラを收受せり。

是れに次いでガリア人の侵略起り、農圃の全收益は悉く失はれ、小屋は焼かれ、財貨は劫掠せられ、家畜は驅除せられ、ラティウムは荒野と變じて、小地主をして借財の淵に陥らしめ、彼れ等の間に没落の種子を播き、其の不公平の聲を一層大ならしめたり。此の奪掠の後、鬭争は其の頂點に達せり。貴族黨は苟も反對黨に與する者は之れを假借せざるの態度を取り、リヴィウスの語を以つてすれば、「人民の黨與と爲れる最初の貴族」マントリウス・カビトゥス(Marcus Manlius Capitolinus)は、小農民の間に於ける土地及び債務に關する痛烈なる不平に乘じて暴動を起さんとするが爲めに、終にタルピヤの巖(Tons Tarpeius)より投げ落されたり。(Liv. VI. xivxx.)。

而して最後に、リキニウス法に據りて、五百ジュゲラ以上の公地を占有することを禁じ、寡奪者より回収せられ

たる耕作地の一部を地産を奪はれたる平民に割當つるを得せしむると同時に、公地上に大家畜一百頭、小家畜五百頭以上を放牧することを禁じ、貧民の家畜をして富者の家畜の爲めに驅逐せらるゝの危険を冒すことなくして、公地の未開墾部分の上に牧場を求むるを得せしめたり。七ジュゲラの分前は自己の土地を有するなどなき耕作者に當てられ、而して此の種のものゝ外、公地の一部を耕作せる總べての市民は橄欖及び葡萄酒に對しては五分の一、穀物に對しては十分の一の地代を支拂へり。洵にリヴィウスに從へば、リキニウス法は公地の賃借權を限定せる條項を含有するものなり。然れども近代の批評はニーゼ(Benedictus Niese)と共に(Hermes, XXII, S. 410.)、這般の制限を第二世紀に置けり。而も同じくリヴィウスの記述に従へば、リキニウス自身は紀元前三百五十七年、其の子と組が爲めに、マルクス・ポピリウス・レナス(Marcus Popilius Lænas)によりて一千ジユゲラの土地を保有し、而して其の子を家長の權力より釋放するに由りて同法を回避せんと企てたる(Liv. VII. xvi.)。而して同一百九十八年には、甚しく多數の人々は同法によつて許容せられたるよりも大なる面積の土地を占有せるの故を以つて(quia plus quam quod lege finitum erat agri possiderent)造營司(aediles)によりて檢舉せられ、殆んど一人も放免せらるゝことなかりき。(ibid., xiii.)。同一百九十六年には護民官附造營司(aediles plebis)ルキウス・エーリウス・ペーツス(Lucius Aelius Paetus)及びカイウス・フルヴィウス・クルヴス(Caius Fulvius Curvus)は、公有放牧地の使用者にして不正の所業ありたる者より罰金として徵收せられたる貨幣を以つて競技を挙行し、平民の女神ケレス(Ceres)の獻堂(aedes)に黄金の鉢を奉納せり。(ibid., xxiii.)是れ等の記述にして正確なり。

りとせば、リキニウス法が公地の賃借權を限定せりと倣す傳説的記事は誤れるものと認むるを得ず。(Frank, op. cit., pp. 48-9.)。

然れども、是れ等の法律的規定は幾許もなくして廢弛し、是れに由つて革除せんことを期せられたる弊害は以前よりも更らに不良なる形態に於いて再現し來れり。伊太利亞が歩一步と征服せらるゝに連れて、富者は愈々多くの公地を占有し、而して法は單に其の使用のみを彼れ等に許容せんに過ぎざることを忘却して、これを以つて彼れ等の永續的財産と看做すに至れり。

## 六

貴族と平民とは是れ迄大體に於いて一個の對抗的黨派を形成せり。リキニウス法の通過後、直ちに這般の決定的行動によつて生ぜしめられたる新たな政治的状態の結果として、兩黨共に分裂を生ずるに至れり。既述せるリキニウス法中に包括せられたる諸規定は明かに一種の相異なる要素を具有するものなり。一は「舊家」に對する「成金」の鬭争を表すものにして、他は富者に對する貧者の鬭争を示すものなり。貴族黨中の右翼は自黨が平民に對して行へる讓歩を快しとせず、機會ある毎に舊態を回復せんとしつゝあるに反し、其の左翼は衷心よりして時局を承認し、進んで平民黨中の更らに富裕にして更らに保守的な部分と行動を共にせんとするの概を示せり。平民黨中の右翼若しくは富者は今や彼れ等が贏ち得たる政治的平等、官職に就くの資格を以つて悉く満足し、更らに是れ以上に何物をも要求せざる者なるに反し、左翼若しくは貧民は政治的平等の略取を以つて更らに其れ以上の發展の前

奏曲と看做し、或ひは之れを以つて社會革命の前衛戦とすら觀んどあり。在郷小農民の多數の要望せる所のものは、暴虐なる産業上の競争と大資本家の侵略とより救濟せらるゝに在り。然るにリキニウス及び平民黨領袖の欲求せる所のものは官職に就くの資格なりき。三部のリキニウス法中、執政官の一人が平民たる可きの規定は、富裕なる平民の利益の爲めに存するものにして、他の二部、即ち公地に關するものと債務に關するものとは、貧民の利益の爲めに提出せられたるものなり。平民の勝利が得られたる時、其の領袖は舊貴族と結合するに至れり。斯くて貴族及び平民の對立的舊黨派は分解して、新貴族は形成せられたり。(Homo, op. cit., pp. 57-8.)。

之れに次げる數年間に於いて貧しき平民の社會的要求は一層夥多にして、一層強要的と爲れり。是れより先き、マニリウス(Marcus Manlius Capitolius)は是れ迄常に護民官等によりて其の煽動の資料として使用せられたる農地法を以つて満足せず、債務法が他の何者よりも大なる苦惱を生ぜしめ、啻だに貧困と恥辱とを強くるのみならず、刑架と鐵鎖とを以つて人格の自由を脅すものなることを觀、全信用の制度を覆さんことを企圖」(Liv., VI. xi.)。而して紀元前三百七十八年には債務によりて生ぜしめられたる窮乏に源を發する動亂の火の手上れりと傳へる。 (ibid., xxxi.)。斯くの如きリヴィウスの報道が果して那邊まで信を置くに足るものなりやは疑問なりと雖も、而も紀元前三百五十七年には、實際に事態急迫せるものゝ如く、護民官ヅイリウス(Marcus Duilius)及びメネニウス(Lucius Menenius)は利率を元本に對する十二分の一に限定するの提案(rogatio de unciano fenore)を爲し、利率の最高限度を割せる十二表法の規定は確認せられたり。(Liv., VII. xvi.)。十二表法の最高利率が事實幾許なりし

かはタキツ(Caius Cornelius Tacitus)の『Annales』VI. xvi. 3. に現れたuncianum fenusなる如何の意義明瞭を缺き、到底之れを確知するを得ず。或ひは曰く、右の利率は太陰年(三百五十四日三分の1)に對する十二分の一、若しくは八分三分の1の利子(foenus uncianarium)、即ち太陽年に對する1割の利子は「1ヶ月一分、1ヶ年1割1分の利子(usuræ contesimæ)」に相當すと。Cf., Barthold Georg Niebuhr, Römische Geschichte, 1811-32, II. S. 431-9. 而も斯くの如き解釋はアップルトン(C. Appleton)によりて痛撃せられた。Nouvelle revue historique de droit, 1919, pp. 467-543. 悪らく爰に所謂十二分の一の利率は月に就きてはくるものにして、年十割を意味するものなる可しむべ。或ひは曰く、タキツによりて誤つて十二表法に歸せられたるのを、實は吾人が爰に舉示せんか三百五十七年の決議に外ならずと。暫く記して疑ひを存す。Cambridge Ancient History, Vol. VII, op. cit., pp. 476-7.)。

次いで紀元前三百五十二年、ブブリウス・ヴァレリウス・ブブリコ(Caius Valerius Publilius)並んで其の平民出の僚官として執政官職に就けるカイウス・マルキウス・ルチルス(Caius Marcus Rutillus)は債務の整理を以て國家的關心事と看做し、種々なる方法によつて債務者の地位を緩和するが爲めに五名の委員(quinqueriri mensariorum)を任命せり。是れ等の委員は貨幣の取扱を命ぜられたるが故に、「銀行家」(mensarii)と稱せられたり。是れ等五人の委員は即ちヅイリウス(Caius Duilius)、テキウス(Publius Decius Mus)、ペピリウス(Marcus Papirius)、アブリウス(Quintus Publilius)及びトニウス(Titus Annianus)にして、公平に勤勉に其の任務を遂行せり。彼れ

等は公所(Forum)に卓を据え、適當なる保證に對して公金を立替へ、又は債務者の資産の公平なる評價を行ひて、示談を成立せしめ、其の資源の缺乏よりも寧る其の怠慢による事多き積年の債務を解除せり。(ibid., xxii.)。是れに由りて觀るに、此の當時に於ける窮乏の一原因は流通資料の不足に存したるが如し。債務者は土地を所有するも、甚だしき損失を忍ぶに非ざれば之れを貨幣に代ふること能はざるが故に、實際上支拂能力なきに至ることあるなり。然るに今や是れ等五委員の調停によりて是れ迄利用せらるゝことなかりし多くの財産は流通性を有するに至り、土地及び家畜は一定せられたる價格を以つて法定の支拂資料と爲り、斯くて又、巨額の債務は支拂はれて、債務者に對するに等しく、債權者に對しても亦、満足を與ふるを得しなり。(Thomas Arnold, *History of Rome*, 1838-43, II, p. 73.)。尙ほ法學者ガイウス(Caius)は法定最高限度以上の利率を徵せんことを企圖せる債權者に對する manus injectio の權利を債務者に與へたるマルキウス法(Lex Marcia)なるものを擧示するも、(Institutiones, IV. xxiii.)、果して斯くの如き法律が發布せられたるや否やは頗る疑問にして、恐らくは前記マルキウスによつて任命せられたる五委員の遂行せる任務を誤解せるに出でたるものなる可し。

更らに紀元前三百四十七年、執政官マニリウス(Titus Manlius Torquatus)及びプラウチウス(Caius Plautius)は利率を半減して、四分六分の一(foenus semunciarium)と定め、元本は四期に分つて賦拂ひせられ、第一の年賦金は即時、殘餘の部分は相次げる三個年に於いて支拂はる可きものと定めたり。(Liv., op. cit., xxvii.)。而して同三百年には金貨等にして造營奉行によりて告發せられ、人民の決議によりて重刑を科せられたるものありしと傳

&lt;参&gt; (ibid., xxviii.)。

## 七

斯くの如き緩和策はれたるに拘らず、債務の問題は依然として緊切にして、高利は昔ながらに其の威を逞しうせり。リヴィウスは紀元前三百四十三年に於けるカンペニアに於ける羅馬軍隊の背反に關する幾分信を措き難き物語の終に於いて、總統(Dictator)マルクス・バレリウス(Marcus Valerius Corvus)が讓歩を行ひ、如何なる兵士の名と雖も、一度び兵籍に加へられたる以上は、彼れ自身の承諾なくして兵員名簿より削除せらる可きに非ざることを規定せる軍律(Lex sacra militaria)の通過を見たることを記せり。(ibid., xlii.)。兵籍に在る者が斯くの如き要求を行へるは、蓋し(1)軍隊が借財の淵に没める者を以つて満たされつゝありしが爲めに、彼れ等が兵役に服つゝある間は債務の爲めに奴隸たらしめらるゝことを免れたるに由ると、(2)其の名を兵員名簿より削除せらるゝは即ち全然武器を執るに不適當なるものと思惟せられたる無資產の階級即ち capite censi の其れに貶下せしめらるゝ所以なると、又、(3)カンペニアに於ける軍務が愉快なる一面を有し、貧民をして其の煩勞困難より免れしむるの手段を彼れ等に供給し得たるに由るものなる可し。(Arnold, op. cit., I, p. 123.)。其の翌三百四十三年、護民官ゲヌーキウス(Lucius Genūcius)は利子を徵して貨幣を貸付くるを以つて不法なりと宣言せる法案を人民の決議に付せり。(Liv., xlii.).

斯くの如き運動は貨幣經濟の進展に連れて其の狀態が從前に比して更らに悪化せる貧民によりて、貴族たると平

民たるとを問はず、總べて富める者に對して行はれたるものなり。

羅馬は建國以來三世紀の間、貨幣を使用することなく物々交換を遂行し來りしものなり。羅馬に於いても、希臘に於けると等しく、先づ價值の尺度として、若しくは寧ろ實際上に於ける交換の要具として使用せられたるものは家畜にして、當時に於ける罰金は牛若しくは羊の名辭を以つて表明せられ、而して貨幣を表す羅典語 *pecunia* は家畜一頭を表す *pecus* より出でたること既述の如し。其の後、交易の發達に連れ、未加工の銅即ち *aes rude* は牛に代るに至れり。牛、羊、豚、若しくは家禽等の圖様を以つて飾られたる鎌金屬塊即ち *aes signatum* が使用せらるゝに至りしはセルヴィウス・ツリウスの治世なりと傳へらるゝも、固より信を措くに足らず。這般の意匠が初めて採用せられたるはウムブリア及び中央伊太利亞なり。是れ等のものは從前の如く切斷せられ秤量せられしなり。斯くの如き慣行が羅馬に於いて模倣せられたるは紀元前約四百五十年、即ち十大官の時代なり。而して同じく銅より成る羅馬最古の圓形鑄貨(*aes grave*)は今日に傳存する羅馬最古の *aes signatum* と同時代にして、前者が後者より發達せるものに非す。エトルリア王朝の君主が放逐せられて後、羅馬は全く貿易の潮流外に立ち、遲鈍なる農業經濟を持続せるが故に、貨幣經濟の發達は頗る遲々たるものにして、國家が眞に貨幣の鑄造に從事せるは、紀元前三百六十年、貴族政府に對して初めて決定的の勝利を贏ち得たる新たな民主的分子がオスチアの海港に植民地を創設して、商業的に進出せる後に過ぎず。或る者は、アス銅貨はジャヌス(*Ianus*)、二分の一アス即ち *semis* 貨はユピテル(*Jupiter*)、三分の一アス即ち *triens* はミネルヴァ(*Menerva*)、四分の一アス即ち *quadrans* はヘルクレス(*Hercules*)、

六分の一アス即ち *sextans* はメルクリウス(*Mercurius*)、十一分の一アス即ち *uncia* はローマ(Roma)の頭像を印刻せらるゝも、而も是れ等の諸鑄貨は總べて其の反面に船首の圖形を印刻せられたるに徵して、是れを以つて前記オスチア海港の植民と關係を有するものと推定し、羅馬が初めて造幣所を設置せる時期を以つて、紀元前第四世紀の中期と做せり。(Frank, op. cit., p. 53.)。

そは兎に角、羅馬に於ける貨幣の鑄造が癪がて利率の高歩と支拂無能力者に對して科せられたる懲罰の峻嚴とを訴ふる貧民の聲を大ならしむるに資せしことは疑ひなきが如し。前記利率に關する諸法制は實に危急に應するが爲めに通過せしめられたるものにして、又以つて政府に對する下層階級の勢力が次第に増加しつゝあるを示すものなり。

リヴィウスに從へば、紀元前三百一十六年の *Lex Poetelia-Papiria, de nexis* 以後に至つて貧民の利益の爲めに人身擔保(*nexum*)は大方廢止せられたるものゝ如し。彼の語を以つてすれば、爾後、「債務に對して保證たらしめらるゝものは債務者の財貨にして、人格たるを得ざる」に至れり。「斯くて人身擔保を供したる者即ち *nexi* は解除せられ、而して爾後、何人と雖も *nexi* たることを禁ぜられたり」。(Liv., VIII. xxvii.) *nexum* の意義は明確を缺くも、大體に於いて斯くの如き契約を締結せる者は相手方が債務を履行せざる場合には、判決なくして借手の人格を差抑ふるの資格を有するものなりしが如し、人格的自由の任意的讓渡を廢止したる *Lex Poetelia* が判決に據つて確定したる債權の執行に基ける其の強制的讓渡をも亦廢止したるや否やは疑問とせらる。尙ほリヴィウスは此の

改革の行はれたる時期を以つて前記の如く〔百一十六年と倣すも、而もヴェロ(Marcus Terentius Varro)は其の著しく轉訛せしめられたる一章句に於いて之れを紀元前〔百十三年に於ける少ボアリウス(Caius Poetelius)の執政官時代と看做せるが如し。(De Lingua Latina, vii. 105; Cambridge Ancient History, Vol. VII, op. cit., p.

## 545. 前掲拙著一四五頁参照)。

前掲リヴィウスの所説、並びに羅馬人の祖先が盜賊は其の取得せる高の一倍の罰金、高利貸は四倍の罰金を科せらる可きことを常例と認め、而して之れを彼等の法律中に規定せりと言くる大カトー (Marcus Porcius Cato) の有名なる聲明(De Re Rustica, proem.)の外、タキッス(Annales, VI. xvi. 3.)並びにアピアヌス(Appianus, Bella Civ. I. 54 ad int.)の諸章句は、後世の羅馬人が、利附貸付が全然禁止せられたる時代の存したることを信じたる事實を明かならしめつゝあるなり。假令ひがヌーリウス法は長く嚴として存在し、利子を徵して貨幣を貸付くるは不法なりと看做されたりとするも、而も此の種の法律は羅馬市民以外に適用せられざりしが故に、富者は往々にして拉典人及び同盟者の名によりて貸借を行ひ、之れが適用を免るゝの策に出でたり。是れ即ち紀元前百九十四年のLex Sempronia de fenoreが貸金に關する法律は同盟者及び拉典人に對しては羅馬市民と同様たる可しと規定せる所以なり。

即ち借財と貧困とは猶ほ依然として存し、羅馬が數次の戰勝によりて獲得せる土地は、一と先づ國家の有に歸し、而して其の大部分は富者が低き名義上の地代を支拂ひて之れを占有するに委せられ、彼等をして愈々富裕ならし

め、貧富の懸隔をして益々大ならしむるに資せること前述の如しと雖も、而も貧民の要求は無視せられずして、這個新被征服地の分配は微賤なる借地人に對しても行はれ、植民地は屢々建設せられて、羅馬の議會及び軍隊の大部、分を構成せる小農民の間に於ける農地均分の要求を防止するの効果を有せり。自己の資産を正式に債權者に引き渡し、是れに由りて其の人格を拘束せらるゝことなきを得たる債務者は、植民地の建設によりて漸くにして逃生の一路を看出し得たるなり。是れ即ち舊貴族と平民との間に戰はされたる紀元前第五世紀及び第四世紀の鬭争の一要素と認められたる古き貧富間の劇戯が、此の新たなる貴族政治の時代たる第三世紀及び第二世紀に於いて激性を減じ比較的鎮靜の狀態を持續せる所以なり。